



選択制確定拠出年金 導入マニュアル

SBI Benefit Systems

SBIベネフィット・システムズ 株式会社

選択制 確定拠出年金 導入マニュアル

■ 加入者へのご案内(ご登録の手続き)について 3

1	制度導入までのお手続きの流れ	3
2	パンフレットの配布、申込書の回収	4
3	加入者登録(アップロード)	4
4	スターターキットの配布	4

■ 企業管理者が行う「選択制」の諸手続きについて 5

1	「選択制」制度スタートまでの流れ	6
2	「選択制」の制度設計について	6
3	給与規程の変更	7
3-1	基本給を減額する場合の割増賃金等の考え方	7
4	給与明細について	
4-1	給与明細の変更例(変更前)	8
4-2-①	給与明細の変更例(変更後) 「生涯設計前払金」項目の表記の場合	8
4-2-②	給与明細の変更例(変更後) 「確定拠出年金掛金」項目の表記の場合	9
4-3	給与明細【賃金台帳】	9
5	日給・時給単価の生涯設計手当を支給する場合の取扱いについて	
5-1	雇用契約書の変更例(追記前→追記後)	10
5-2	給与明細の変更例「確定拠出年金掛金」項目の表記の場合	10
5-3	給与明細の変更例「生涯設計前払金」項目の表記の場合	11
6	最低賃金の確認、導入時の随時改定の取扱いについて	11
7	口座振替について	
7-1	制度導入後の口座振替スケジュール	12
7-2	資産管理関連費用について	12
8	会計処理(仕訳)	13
9	掛金調整	
9-1	掛金調整のスケジュール	14
9-2	掛金調整のスケジュール	14
10	役員報酬の税務上の取り扱い	15
11	個人型年金(iDeCo)にご加入の方の資産移換について (ご参考) 選択制確定拠出年金の承認基準	15 16

■ 税法上の取り扱いについて 17

1	事業主掛金の損金算入	18
2	事業主掛金の所得税の取り扱い	18
3	特別法人税	19
4	老齢給付金にかかる税金(一時金受け取り)	19・20
5	重複する勤続期間がある場合の退職所得控除額計算	21
6	確定拠出年金にかかる税金(年金受取)	22
7	給付時の税制 まとめ	23



加入者へのご案内 (ご登録の手続き)について

1 制度導入までのお手続きの流れ

導入前々月まで

①加入者パンフレットの配布・申込書の回収

導入前月

②管理者 ID・PW の受領（導入前月初旬）

③加入者情報の登録（アップロード）
（導入前月 20 日まで）

制度導入月

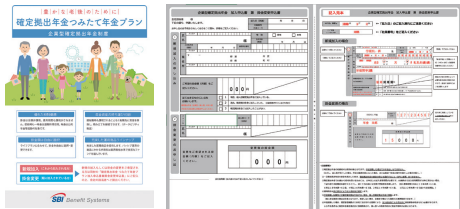
④スターターキット（加入者コード、初期パスワード等）を加入者に配布

⑤投資教育の実施

2 パンフレットの配布、申込書の回収

- ① 加入者向けパンフレット、加入申込書【注1】を対象者に配布して下さい。

【注1】 初期登録に必要な氏名、住所、基礎年金番号、掛金などの加入者登録のツールです。



プランによってパンフレットが異なるため、画像と異なる場合があります。

- ② 加入者向けの視聴ビデオをご案内下さい。

http://www.benefit401k.com/movie/401k_introducing_bfs_subscriber.html

加入者向け
視聴ビデオの
QRコード



ダイレクトプラン用の動画は以下をご覧ください。
https://ad401k.sbisec.co.jp/corporate/about/guide/movie/#plan_movie2

- ③ 回収締切日を設定し回収して下さい。
(導入前月の月上旬まで)

4月導入の場合

3月上旬をめぐりに回収

3/20までに加入者登録
(アップロード)完了

3 加入者登録(アップロード)

加入申込書のデータを基に、加入者登録を行います。

締切：導入月の前月20日

- ① 実施事業所登録完了通知書の受領、管理者サイトにログイン(導入前月初旬)



- ② 「制度導入時の手引き」を参照し、加入者登録の準備



- ③ 加入者情報の登録(アップロード)

アップロード方法の解説動画を参照しご登録ください。

掲載場所

管理者サイトメニュー「お手続き書類」
⇒「手続き書類一覧」
⇒「加入者登録等お手続き一覧」の「説明資料No.3」

NO	説明資料	
1	60歳以上の方の新規口座開設についての説明資料	
2	iDeCoに関するご案内	
3	加入者登録の解説動画のご案内 加入者登録アップロードの解説動画	

加入者登録の完了後、2～3週間でスターターキットが到着します。

4 スターターキットの配布

スターターキットの配布(2種類となります)

- ① 加入者コード(ID)及び初期パスワードのお知らせ



個人毎に封筒に封入されております。

※プランによっては①のみの配布とさせていただきます。

- ② 共通資料(DC制度教材等)



加入者に掛金の配分指定をご指示下さい。

- ① 配分指定の締切日(初回拠出日の前日)

初回拠出日：
導入月の翌月20日
(土日、祝日の場合は翌営業日)

- ② 初期手続きのご利用ガイド

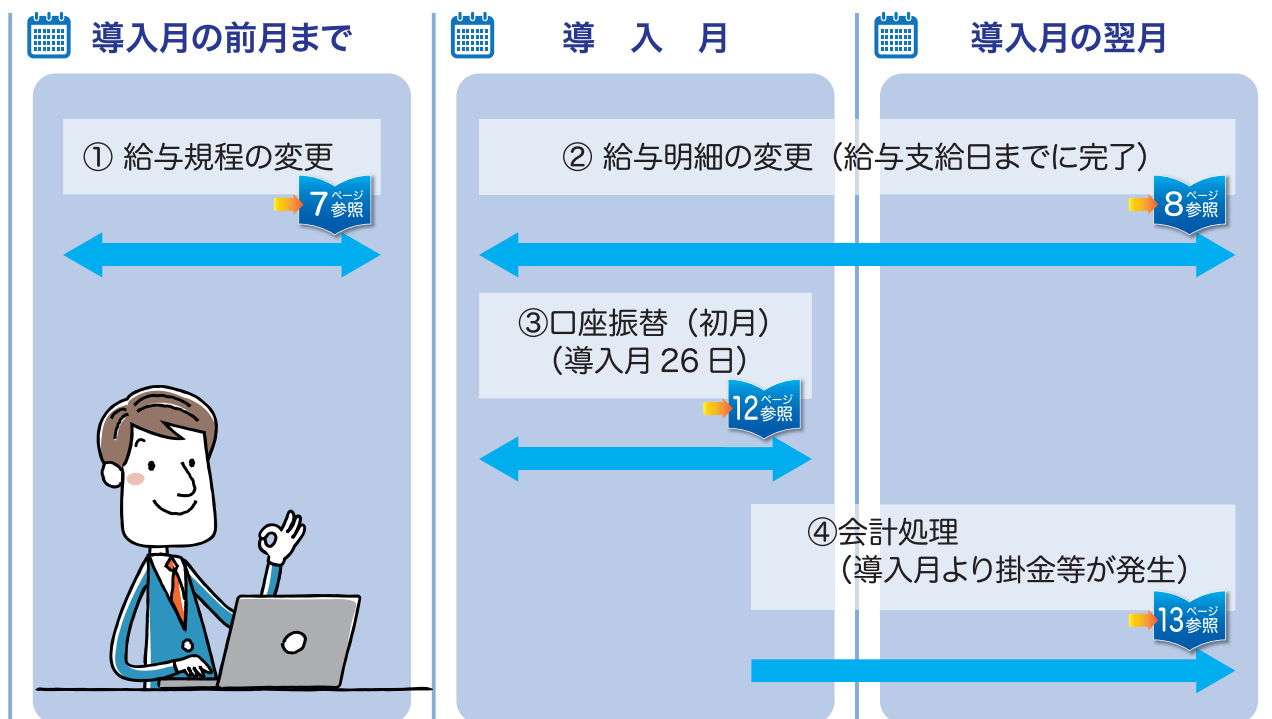
管理者サイトよりダウンロードできます。
必要に応じて印刷し配布ください。



企業管理者が行う 「選択制」の諸手続きについて



1 「選択制」制度スタートまでの流れ



2 「選択制」の制度内容について

「選択制」とは確定拠出年金の制度設計方法です。

「選択制」を導入するにあたり、賃金とは別に生涯設計手当規程を定め、「生涯設計手当」を支給します。

加入対象者は生涯設計手当の一部、もしくは全部を、①「確定拠出年金の掛金」として拠出すること、または②「生涯設計前払金」として給与と合わせて受け取ることを選択します。

$$\text{生涯設計手当} = \text{①確定拠出年金の掛金} + \text{②生涯設計前払金}$$

「選択制」の制度導入にあたり、新設する「生涯設計手当」の原資を給与減額することが一般的ですが、その場合、給与規程の一部を変更する必要があります。(P7 給与規程の変更例をご参照ください。)

また、「生涯設計手当」は、掛金を選択するか否かで、税務ならびに社会保険の取扱いが変わります。

①確定拠出年金の掛金を選択

⇒ 事業主は掛金を事業主掛金として拠出します。掛金は法人の福利厚生費として処理され、加入者の給与所得とはなりません。したがって、当該掛金は、所得税、住民税、社会保険料算定の対象外となります。

事業主掛金は「年末調整」の対象にはなりません。
掛金の税法上の取扱いにつきましては、本マニュアル 18 ページをご覧ください。

②生涯設計前払金を選択

⇒ 生涯設計前払金は給与と合わせて支給されるため、所得税、住民税、社会保険料の算定の対象となります。

- ①確定拠出年金の掛金→所得税、住民税、社会保険料算定の対象外
- ②生涯設計前払金→所得税、住民税、社会保険料算定の対象

3 給与規程の変更

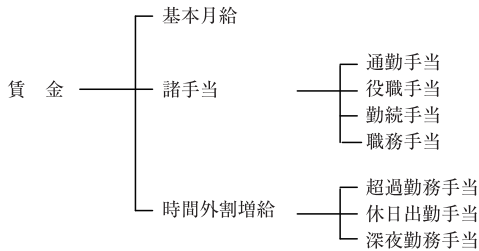
選択制の導入に併せて給与規程の変更が必要です。

給与規程の変更例

第●条（賃金の構成）

賃金の構成は以下のとおりとする。

なお、下記賃金とは別に生涯設計手当を支給する。



※給与減額を伴わない基本給付金を上乗せる場合には、「生涯設計手当」を「加算給付金」（給与減額した部分）にご変更ください。

【基本給付金とは】給与の減額を伴わずに会社が負担する確定拠出年金の掛金。

【加算給付金とは】DC掛金とするか、生涯設計前払金として給与に合わせて受取るのか選択するもの。

第●条（遅刻・早退等の賃金控除）

欠勤・遅刻・早退・私用外出及び無給休暇分を控除する場合は、次の区分により控除する。

- ① 欠勤及び無給休暇のとき

$$((\text{基本月給} + \text{生涯設計手当}^*) \div \text{賃金計算該当月の営業日数}) \times \text{欠勤などの日数}$$
 を控除する。
- ② 遅刻・早退・私用外出のとき
 (ア) $(\text{基本月給} + \text{生涯設計手当}^*) \div 160 \text{ 時間}$ × 遅刻等の時間 を控除する。
 (イ) 1日につき1分単位で控除する。1分未満は切り捨てるものとする。

第●条（中途採用等の賃金計算）

社員が、賃金計算期間の途中で採用、退職、休暇、復職したときは、基本月給及び生涯設計手当^{*}を日割計算により支給する。日割計算の基準は、賃金計算該当月の営業日数による日割とし、基本月給及び生涯設計手当^{*}を出勤日数に応じて支給するものとする。

第●条（超過勤務手当）

- 1、社員が所定の就業時間を超えて勤務した場合、超過勤務手当を支給する。
- 2、超過勤務手当の額は、以下の計算式に基づくものとする。

$$(\text{基本月給} + \text{勤続手当} + \text{生涯設計手当}^*) \div 160 \text{ 時間} \times 1.25 \times \text{超過勤務時間数}$$

3-1 基本給を減額する場合の割増賃金等の考え方

「生涯設計手当」の原資として基本給等を減額した場合、割増賃金及び日割賃金が減額とならないよう、割増賃金基礎単価、日割賃金基礎単価に生涯設計手当を含めて算定します。

割増賃金の計算例（基本給を減額して生涯設計手当を新設した場合）

減額後の基本給 26 万円（基本給 28 万円 - 生涯設計手当 2 万円）

⇒ (減額後の基本給 26 万円 + 各種手当) ÷ 160 時間 × 1.25 × 超過勤務時間数

（計算式は上の超過勤務手当を使用）

上記の算定では生涯設計手当 2 万円が超過勤務手当の計算対象から外れるため、加入者に不利益となります。

よって、加入者の不利益変更を回避するため、生涯設計手当を基礎単価を含めて下記のように計算します。

⇒ (減額後の基本給 26 万円 + 生涯設計手当 2 万円 + 各種手当) ÷ 160 時間 × 1.25 × 超過勤務時間数



4 給与明細について

4-1 給与明細の変更例（変更前）

令和●年●月分給与		明細書	
氏名 所属		様	

勤 怠		支 給		控 除		そ の 他	
所定就労日	31.00	基本給	280,000	健康保険料	15,968	年調徴収金	0
出勤日数	22.00	職位手当	20,000	介護保険料	0	年調還付金	0
有給日数	0.00	通勤手当	10,000	厚生年金保険料	29,280	合計	0
欠勤日数	0.00	住宅手当	0	雇用保険料	1,860	差引支給額	245,151
休日出勤日数	0.00	通常時間外手当	0	社会保険料計	47,108	振込支給額	
休日日数	0.00	深夜時間外手当	0	課税対象額	252,892	振込支給合計	245,151
遅刻早退回数	0.00	休日時間外手当	0	所得税	5,925	合計	245,151
通常 1	0.00	小口現金	0	住民税	11,816	現金支給額	0
通常 2	0.00						
深夜 1	0.00						
深夜 2	0.00						
休日残業時間	0.00						
早出残業時間	0.00						
税額表	甲欄	合計	310,000	合計	64,849		
扶養人数	0						

4-2-① 給与明細の変更例（変更後）「生涯設計前払金」項目の表記の場合

生涯設計手当 2 万円で、そのうち
1 万円を掛金として拠出する場合の例

令和●年●月分給与 明細書	氏名 様 所属
---------------	------------

ご参考（変更前の基本給を「旧基本給」、変更後の基本給を「新基本給」とする）

旧基本給 = 新基本給 + 生涯設計手当（新基本給=旧基本給-生涯設計手当）
 生涯設計手当 = 生涯設計前払金 + （加入者が選択した）確定拠出年金掛金
 （課税対象、給与とともに支給する） （課税対象外、給与として支給せず事業主掛金として拠出する）
 生涯設計前払金 = 生涯設計手当 - （加入者が選択した）確定拠出年金掛金

勤 怠		支 給		控 除		そ の 他	
所定就労日	31.00	基本給	260,000	健康保険料	15,968		
出勤日数	22.00	職位手当	20,000	介護保険料	0		
有給日数	0.00	通勤手当	10,000	厚生年金保険料	29,280		
欠勤日数	0.00	住宅手当	0	雇用保険料	1,860		
休日出勤日数	0.00	通常時間外手当	0	社会保険料計	47,108		
休日日数	0.00	深夜時間外手当	0	課税対象額	252,892		
遅刻早退回数	0.00	休日時間外手当	0	所得税	5,925		
通常 1	0.00	小口現金	0	住民税	11,816		
通常 2	0.00						
深夜 1	0.00						
深夜 2	0.00	生涯設計前払金	10,000				
休日残業時間	0.00						
早出残業時間	0.00						
税額表	甲欄	合計	300,000	合計	64,849		
扶養人数	0						

確定拠出年金掛金 10,000円

- ① 確定拠出年金導入後は基本給から生涯設計手当（給与を減額した場合）を差し引き、生涯設計前払金【生涯設計手当から、（加入者が選択した）確定拠出年金掛金を差し引いた金額】の項目を追加します。*
- ② 給与明細の変更は、加入対象者全員（加入対象者が正社員の場合は正社員全員）に対して実施が必要です。
- ③ 生涯設計手当は残業代等の基礎単価に含めることができます。
- ④ 生涯設計手当より、（加入者が選択した）確定拠出年金掛金を差し引いた金額を生涯設計前払金として支給してください。
- ⑤ （加入者が選択した）確定拠出年金掛金は給与所得とならないため、社会保険料・所得税・住民税の対象外となります。
- ⑥ 備考欄に、（加入者が選択した）確定拠出年金掛金を記載することができます。

* 給与減額を伴わない基本給付金を上乗せする場合は「生涯設計手当」を「加算給付金」に読み替えてください。

【基本給付金とは】給与の減額を伴わずに会社が負担する確定拠出年金の掛金。

【加算給付金とは】DC掛金とするか、生涯設計前払金として給与に上乗せして受取るか選択するもの。

支給項目に生涯設計前払金を追加します。
給与明細を減額表示する場合、マイナス表記とならないよう、ご注意ください。

5 日給・時給単価の生涯設計手当を支給する場合の取扱いについて

5-1 雇用契約書の変更例(追記前→追記後)

●時給単価を減額して生涯設計手当を新設する場合は、「雇用契約書」にその旨を追記します。

日給の場合も同様の対応とします。

変更例) 時給単価 1,000 円の社員で時給を 950 円に変更、生涯設計手当 50 円を支給するケース

「賃金表記」の追記前

金 額	基本給	1,000 円 (☐ 月給 ・ ☐ 日給 ・ ☒ 時給)
	役員手当	円
	通勤手当	円



「賃金表記」の追記後

金 額	基本給	1,000 円 (☐ 月給 ・ ☐ 日給 ・ ☒ 時給) ※上記時給単価には生涯設計手当 50 円 を含む。
	役員手当	円
	通勤手当	円

5-2 給与明細の変更例 「確定拠出年金掛金」項目の表記の場合

時給単価 1,000 円の従業員に対して、生涯設計手当を 50 円とし、
3,000 円を掛金として拠出する場合の例

給与明細書

平成 年 月分

様

勤務日数		20 日
勤務時間		100 時間
時給		950 円
残業勤務時間		0 時間
残業時給		0 円
支給金額	基本給	95,000 円
	生涯設計手当	5,000 円
	確定拠出年金掛金	▲ 3,000 円
	通勤費	14,000 円
	合計	111,000 円

住所	
所得	
厚生	
健康	
雇用	
控除金額	
合	
差引支給	

当変更例の場合、賃金台帳作成の際、掛金をマイナス表記することによる不具合が生じる可能性がありますのでご注意ください。

- ①確定拠出年金導入後は基本給から生涯設計手当（給与を減額した場合）を差し引き、生涯設計手当、確定拠出年金掛金の項目を追加します。
- ②給与明細の変更は、加入対象者全員に対して実施が必要です。
- ③生涯設計手当は残業代等の基礎単価に含める事ができます。
- ④生涯設計手当は規程に定められた金額を記載してください。
- ⑤(加入者が選択した) 確定拠出年金掛金は拠出する金額を減額表示します。
- ⑥(加入者が選択した) 確定 拠出年金掛金は給与所得とならないため、社会保険料・所得税・住民税の対象外となります。

備考

生涯設計手当：単価50円×100時間

5 -3 給与明細の変更例 「生涯設計前払金」項目の表記の場合

時給単価 1,000 円の従業員に対して、生涯設計手当を 50 円とし、
3,000 円を掛金として拠出する場合の例

給与明細書	
平成 年 月分	
様	
勤務日数	20 日
勤務時間	100 時間
時給	950 円
残業勤務時間	0 時間
残業時給	0 円
支給金額	基本給 95,000 円
	生涯設計前払金 2,000 円
	通勤費 14,000 円
	合計 111,000 円

住	住
所	所
厚生	厚生
健康	健康
雇用	雇用
控除金額	控除金額
差引支給額	差引支給額

- ①確定拠出年金導入後は基本給から生涯設計手当（給与を減額した場合）を差し引き、生涯設計手当、確定拠出年金掛金の項目を追加します。
- ②給与明細の変更は、加入対象者全員に対して実施が必要です。
- ③生涯設計手当は残業代等の基礎単価に含める事ができます。
- ④生涯設計手当より（加入者が選択した）確定拠出年金掛金を差し引いた金額を、生涯設計手当前払金として支給してください。
- ⑤（加入者が選択した）確定拠出年金掛金は給与所得とならないため、社会保険料・所得税・住民税の対象外となります。
- ⑥備考欄に（加入者が選択した）確定拠出年金掛金を記載することができます。

備考
生涯設計手当：単価50円×100時間
確定拠出年金掛金：3,000円

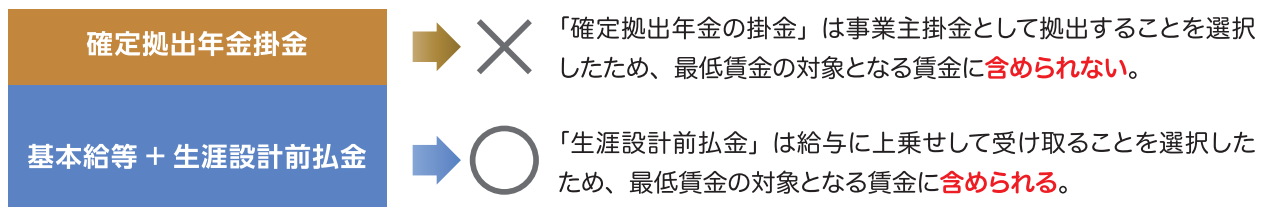
6 最低賃金の確認、導入時の随時改定の取扱いについて

●最低賃金の確認

生涯設計手当のうち、**確定拠出年金の掛金**として選択した金額は、最低賃金の対象となる賃金に**含めることができません**。
掛金を選択したことにより、最低賃金法に抵触するケースが想定されますので確認が必要です。

最低賃金法に抵触することがないように、加入者が選択する掛金額にご留意下さい。

（**生涯設計前払金**として、給与に上乗せして受取ることを選択した金額は、最低賃金の対象となる賃金に**含められます**。）



●導入時の随時改定の取扱いについて

企業型確定拠出年金導入に合わせて加入者となった場合、確定拠出年金の掛金として拠出することを選択した結果標準報酬月額が2等級以上変動した場合、導入月を起算月とする随時改定に該当します。（導入月より加入者となる場合のみ該当）
一方、導入月より後に加入者となり掛金として拠出することを選択し、標準報酬月額が2等級以上変動した場合でも、随時改定には該当しません。

導入月から加入者となり、標準報酬月額が2等級以上変動した場合のみ、随時改定に該当（導入月から遅れて加入者となった場合は対象外）

7 口座振替について

7-1 制度導入後の口座振替スケジュール

- ◎ 制度導入月は掛金・収納代行手数料のみの口座振替となります。
(制度導入月の26日 土曜、日曜、祝日の場合は翌営業日)
- ◎ 運営管理手数料(初期導入費用含む)は導入月翌月からの口座振替となります。

口座振替が不能とならないよう26日前日までにご準備下さい。

導入月以降の口座振替スケジュール

○：口座振替月
△：費用の発生都度

		掛金	運営管理手数料					資産管理手数料	収納代行手数料	資産管理手数料預託金
			企業型導入費用※	資産管理契約取扱手数料	口座開設手数料	事業主手数料	加入者手数料			
20x1年4月	制度導入月	○							○	
20x1年5月	制度導入月+1	○	○	○	○	○	○		○	
20x1年6月	制度導入月+2	○			△	○	○	○	○	○
20x1年7月	制度導入月+3	○			△	○	○	○	○	
20x2年1月	預託金再計算	○			△	○	○	○	○	○(差額)

※企業型導入費用については、ご加入いただくプランによって支払いスケジュールが異なる場合があります。詳細については担当者にご確認ください。
※資産管理手数料および資産管理手数料預託金は、発行月の前月末時点の資産残高をもとに算出しております。
そのため事前に移換金がある場合や、加入登録が遅れ資産がない場合はこの限りではありません。

7-2 資産管理関連費用について

① 資産管理契約取扱手数料

制度導入に際して「資産管理契約」を締結いただきますが、その取扱いで課金される手数料となります。ただし、厚生年金被保険者数50名未満の場合に限ります。詳細は営業担当にご確認ください。

② 資産管理手数料

資産管理機関(信託銀行)が加入者の年金資産を管理する手数料となります。

③ 資産管理手数料預託金

1年分相当の資産管理手数料を資産管理手数料預託金としてお預かりするものです。

総合型プランでは多くの事業所が参加するため、倒産などのやむを得ない事情で脱退する事業所も想定されます。資産管理手数料の徴収が不可能となるケースに備えて預託金をお預かりしております。

注) ご導入いただくプランによっては預託金を扱わないケースもございます。営業担当にご確認ください。

初回預託金 : (初回掛金 × 12カ月 + 初回拠出時の年金資産の合計額) × 資産管理手数料率
(初回預託金は3回目の口座振替時に請求)

二回目以降 : (12月掛金 × 12カ月分 + 12月末の年金資産残高) × 資産管理手数料率
上記金額と預託金額の差額を翌年1月に徴収もしくは **※返金します。**

※掛金額・年金資産残高の減少がある場合返金されるケースもございます。

8 会計処理(仕訳)

◎企業型（確定拠出年金）で掛金を支出した場合、退職給付費用（費用項目）・確定拠出年金
関連費用（費用項目）等の勘定科目を新設し、次の仕分をします。

仕訳処理例

制度導入前

借 方	貸 方	説 明
給 与	現金預金	差引支給額
	預り金	控除項目

制度導入後

借 方	貸 方	説 明
給 与	現金預金	差引支給額 (確定拠出年金掛金を控除した額)
	預り金	控除項目
退職給付費用※	現金預金	SBI ベネフィット・システムズより 郵送された口座振替明細書の掛金額 (毎月中旬に送付)
確定拠出年金関連費用	現金預金	SBI ベネフィット・システムズより 郵送された口座振替明細書の掛金額を 除いた金額 (毎月中旬に送付)

※ 給与減額を伴わない基本給付金を上乗せる場合には、基本給付金を含めた金額を退職給付費用として処理ください。

掛金額は、役員・従業員の区別なく退職給付費用として処理ください。



9 掛金調整

9-1 掛金調整のスケジュール

◎ 掛金の初回口座振替は制度導入月の26日となります。

4月制度導入の場合 4月掛金を4/26に企業口座より口座振替。

掛金の流れ



*1 口座振替日また拠出日が土・日・祝日の場合翌営業日

「拠出」
とは？

加入者のDC口座へ掛金が着金することを「拠出」と言います。毎月26日に事業主口座より振替えられ、翌月の20日に各加入者のDC口座に拠出します。

◎ 給与の調整開始は、一般的に制度導入月もしくは翌月支給の給与

から調整します。(4月制度導入の場合、4月支給もしくは5月支給の給与で調整開始)

◎ 給与を調整する月に法令上の定めはありませんので、企業ごとに決定します。

9-2 掛金調整のスケジュール

■4月制度開始の場合

4/26口座振替
された4月掛金

A or B を選択

Aパターン
(当月支給給与で
調整するパターン)

4月支給給与
から調整

Bパターン
(翌月支給給与で
調整するパターン)

5月支給給与
から調整

5/20加入者の
DC口座へ拠出

■掛金等の変更が生じた場合

8/26口座振替
された8月掛金
から変更

制度開始時に
選択した A or B

Aパターン
(当月支給給与で
調整するパターン)

8月支給給与
から調整

Bパターン
(翌月支給給与で
調整するパターン)

9月支給給与
から調整

9/20加入者の
DC口座へ拠出

10 役員報酬の税務上の取り扱い

役員は加入時期や加入方法によって、税務上の取り扱いが異なるためご注意ください。

役員報酬を減額して掛金を拠出する場合	加入時期が役員報酬の改定時期と重ならない場合、役員報酬の減額部分が定期同額に反するため損金（会社経費）として認められず、課税対象（損金不算入）となる可能性があります。 ➡ 役員報酬の損金が認められるよう役員報酬の改定時期に合わせて、掛金を拠出します。 ※注） 役員報酬は、会社法上、定款または株主総会の決議により定める必要があります。また、税務調査等で損金算入を否認されないよう、議事録を作成する必要があります。
役員報酬とは別に掛金を拠出する場合	拠出した掛金は役員報酬とみなされず、全額福利厚生費として損金処理が認められます。 ➡ 役員報酬とは別に事業主掛金として拠出する場合は、その掛金は報酬とみなされないため、報酬改定時期以外であっても加入できます。（この場合も議事録の作成を推奨します。）

●役員報酬の税務上の取り扱いについての詳細は、所轄の税務署や顧問税理士等にご確認ください。

11 個人型年金 (iDeCo) にご加入の方の資産移換について

- ◎ 今回、企業型確定拠出年金を新たに実施することにより、企業型に加入を希望される方は、個人型確定拠出年金 (iDeCo) の年金資産（個人別管理資産）を企業型の口座に資産移換することが可能です。
- ◎ 加入者初期登録（アップロード）の完了後、移換を希望する加入者の移換申請書を企業管理者にお取りまとめいただき、当社宛に提出いただきます。
- ◎ 移換手続きの詳細につきましては、後日配布する「**制度導入時の手引き**」をご参照ください。

SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECOGNIZING

掛金26日口座振替のプランの管理者様用

**確定拠出年金制度
制度導入時の手引き**



2018/7/1 発行

© SBI Benefit Systems Co., Ltd. All Rights Reserved.

**導入月の
前月初旬に
発送します。**



(ご参考) 選択制確定拠出年金の承認基準

- ◆ 選択制確定拠出年金は給与を原資に生涯設計手当（前払い退職金）を設定し、手当の範囲内で掛金を従業員が選択できるように設計します。
- ◆ 選択制確定拠出年金を実施する場合は、以下の承認基準の要件を満たす必要があります。

確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）

第1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項

<略>

1. 企業型年金加入者とすることについての「一定の資格」の内容

- (1) 法第3条第3項第6号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。

<略>

④「希望する者」

従業員のうち、「加入者となることを希望した者」のみ企業型年金加入者とする（この場合にあつては、企業型年金加入者がその資格を喪失することを任意に選択できるものではないこと。）。

(2) 企業型年金加入者とするについて「一定の資格」を定める場合、基本的には、

ア 上記(1)の①及び②に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、厚生年金基金(加算部分)、確定給付企業年金又は退職手当制度(退職手当前払制度を含む。以下同じ。)が適用されていること。

イ 上記(1)の③(注)ただし書及び④に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、確定給付企業年金(④に掲げる場合に限る。)又は退職手当制度が適用されていること。

とするとともに、これらの制度において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられ、企業型年金加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うこととならないようにすること。

<略>

2. 事業主掛金に関する事項

<略>

- (5) 労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型年金の個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組みを実施するに当たっては、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて、事業主は従業員に正確な説明を行う必要があること。

<略>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000677933.pdf>

確定拠出年金制度について

- ◆ また、給与を減額して確定拠出年金の掛金とすることは認められています。以下の Q&A が各地方厚生局に対して年金局から事務連絡が発出されています。

No.70 (問) 給与や賞与を減額して、その減額分をもって確定拠出年金の掛金とすることは可能か。

(回答) 給与や賞与の減額の可否については、給与規程の問題である。ただし、当該方法により掛金を拠出する場合は、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて、事業主は従業員に正確な説明を行う必要がある。

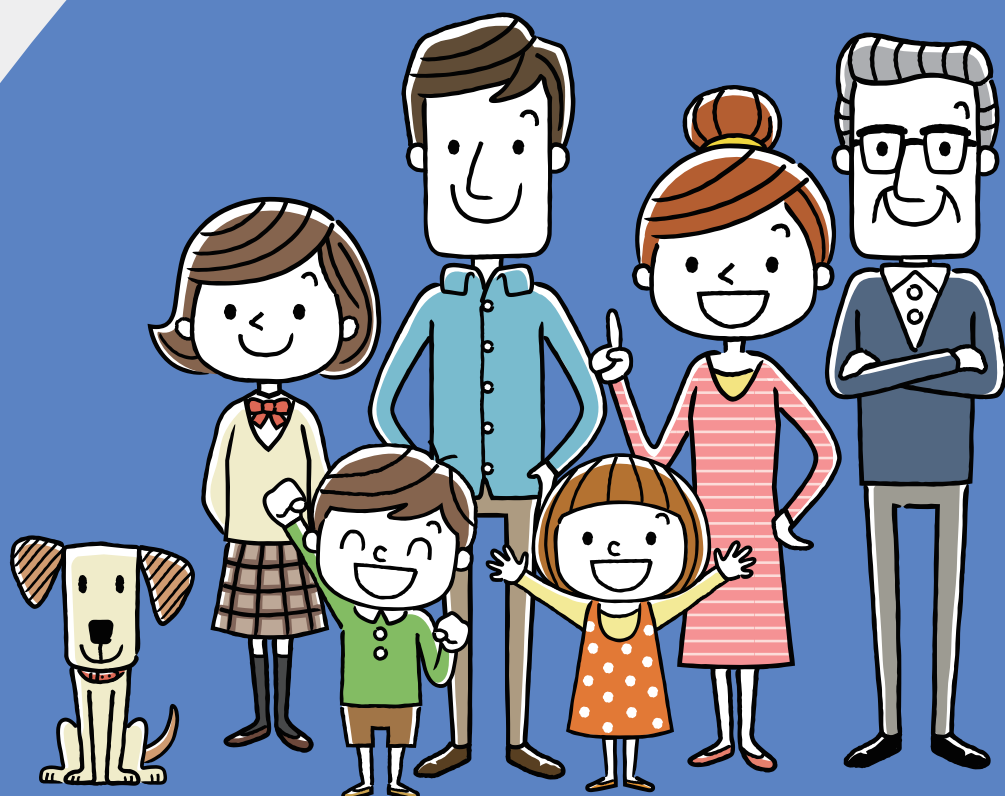
なお、事業主掛金について事業主が拠出せず、給与から控除する等により加入者に負担させることは認められない。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000653917.pdf>

確定拠出年金 Q&A

※上記の URL は厚生労働省 HP 掲載の「法令解釈」および「Q&A」ファイルにリンクしています。
最新情報をご確認いただく場合は、直接、厚生労働省 HP
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html> にアクセスください。

税法上の取り扱いについて



1 事業主掛金の損金算入

◆ 選択制確定拠出年金の事業主掛金は損金算入が認められています（法人税法施行令第135条）。

	企業型確定拠出年金	個人型確定拠出年金
負担者	企 業	個 人
税 制	損金算入	小規模企業共済等掛金控除

（確定給付企業年金等の掛金等の損金算入）

〈法人税法施行令〉第135条

内国法人が、各事業年度において、次に掲げる掛金、保険料、事業主掛金、信託金等又は信託金等若しくは預入金等の払込みに充てるための金銭を支出した場合には、その支出した金額（第2号に掲げる掛金又は保険料の支出を金銭に代えて株式をもつて行った場合として財務省令で定める場合には、財務省令で定める金額）は、**当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。**

三 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第4条第3項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約に基づいて同法第2条第8項（定義）に規定する**企業型年金加入者のために支出した**同法第3条第3項第7号（規約の承認）に規定する**事業主掛金**（同法第54条第1項（他の制度の資産の移換）の規定により移換した確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）第22条第1項第5号（他の制度の資産の移換の基準）に掲げる資産を含む。）

2 事業主掛金の所得税の取り扱い

◆ 企業型（選択制）の事業主掛金は給与所得に含まれません（所得税法施行令第64条）。

〈所得税法施行令〉

（確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い）

第六十四条 事業を営む個人又は法人が支出した次の各号に掲げる掛金、保険料、事業主掛金又は信託金等は、当該各号に規定する被共済者、加入者、受益者等、企業型年金加入者又は信託の受益者等に対する**給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。**

四 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第三項（承認の基準等）に規定する**企業型年金規約に基づいて**同法第二条第八項（定義）に規定する**企業型年金加入者のために支出した**同法第三条第三項第七号（規約の承認）に規定する**事業主掛金**



3 特別法人税

- ◆ 個人別管理資産に対し、年率 1.173%の特別法人税が課税されます。
- ◆ 現状では、景気低迷及び金利水準の低下への配慮から課税が凍結され続けています。

◆特別法人税の課税の状況

1957 年 4 月 1 日～1999 年 3 月 31 日	課税
1999 年 4 月 1 日～2001 年 3 月 31 日	課税停止開始（2 年間）
2001 年 4 月 1 日～2003 年 3 月 31 日	課税停止延長（2 年間）
2003 年 4 月 1 日～2005 年 3 月 31 日	課税停止延長（2 年間）
2005 年 4 月 1 日～2008 年 3 月 31 日	課税停止延長（3 年間）
2008 年 4 月 1 日～2011 年 3 月 31 日	課税停止延長（3 年間）
2011 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日	課税停止延長（3 年間）
2014 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日	課税停止延長（3 年間）
2017 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日	課税停止延長（3 年間）
2020 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日	課税停止延長（3 年間）
2023 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日	課税停止延長（3 年間）

4 老齢給付金にかかる税金（一時金受け取り）

- ◆ 確定拠出年金の老齢給付金を一時金で受取る場合、同一時金は退職所得とみなされ分離課税の対象となります。源泉徴収の対象となり、原則として確定申告は必要はありません。

① 課税退職所得の計算（2022 年分以降の所得から）

<計算式>

勤続年数 5 年以下の従業員、役員等 ⇨【短期退職手当等】の場合

- ◆ 老齢給付金（一時金額）— 退職所得控除額 ≤ 300 万円

（老齢給付金（一時金額）— 退職所得控除額）× 1/2

- ◆ 老齢給付金（一時金額）— 退職所得控除額 > 300 万円

150 万円^{（※1）} + {老齢給付金（一時金額）— (300 万円 + 退職所得控除額)}^{（※2）}

※1）300 万円以下の部分の退職所得の金額（1/2 課税適用分）

※2）300 万円を超える部分の退職所得の金額（1/2 課税適用外）

勤続年数 5 年超の従業員、役員等 ⇨【一般退職手当等】の場合

（老齢給付金（一時金額）— 退職所得控除額）× 1/2

<退職手当の区分>

【短期退職手当等】

短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が 5 年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間も含めて計算）に対応する退職手当等として支払いを受けるものであって、「特定役員退職手当等」に該当しないもの

【一般退職手当等】

退職手当等のうち、「特定役員退職手当等」及び「短期退職手当等」のいずれにも該当しないもの

【特定役員退職手当等】

役員等勤続年数が 5 年以下で、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けるもの

- ★ 勤続期間 5 年以下の場合、年金制度から支払われる一時金は「短期退職手当等」となり、「特定役員退職手当等」には該当いたしません。

（ご注意）個別事案につきましては、所轄の税務署等の専門機関にお問い合わせください。

4 老齢給付金にかかる税金(一時金受け取り)

② 退職所得控除額

勤続年数 ※1	退職所得控除額
20 年以下の場合	40 万円 × 勤続年数 ※80 万円に満たない場合は 80 万円
20 年超の場合	40 万円 × 20 年 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

※1 確定拠出年金の掛金の払込期間が勤続年数とみなされます（個人型・企業型の運用指図者期間を除く）。
従前の退職金や企業年金等からの制度移行があった場合には、その制度移行により算入された期間を含みます。

③ 退職金にかかる税金の計算

本年および前年以前 14 年以内に別途退職手当等が支給されている場合は、
退職所得控除額の調整が行われます。
2022 年 4 月 1 日以降は、「本年および前年以前 19 年以内」に変更されます。
21 ページをご覧ください。

所得税

課税退職所得	税率 ※2	源泉徴収税額
195 万円以下	5%	課税退職所得 × 5%
195 万円超～ 330 万円以下	10%	課税退職所得 × 10% - 9.75 万円
330 万円超～ 695 万円以下	20%	課税退職所得 × 20% - 42.75 万円
695 万円超～ 900 万円以下	23%	課税退職所得 × 23% - 63.6 万円
900 万円超～ 1,800 万円以下	33%	課税退職所得 × 33% - 153.6 万円
1,800 万円超～ 4,000 万円以下	40%	課税退職所得 × 40% - 279.6 万円
4,000 万円超～	45%	課税退職所得 × 45% - 479.6 万円

※2 2013 年 1 月 1 日から 25 年間、お支払にかかる源泉徴収税額(所得税額)には、「復興特別所得税」が
加算されます。

住民税

課税退職所得	税率
一律	10%

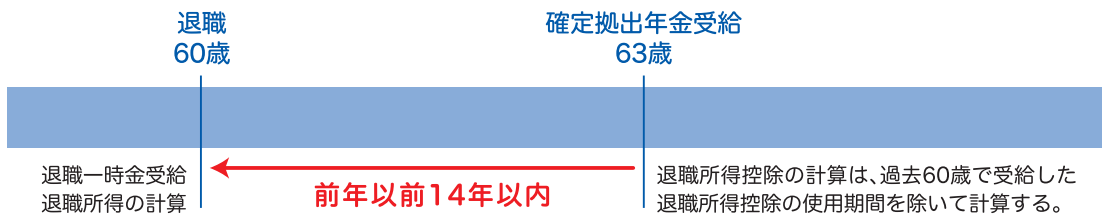


5 重複する勤続期間がある場合の退職所得控除額計算

- ◆ 退職手当等を前年以前に支払を受けた場合に、それぞれの退職手当等についての勤続年数をもとに退職所得控除額を計算すると、それぞれの勤続期間に重複する期間がある場合には 1 か所に勤務する者が支払を受ける退職手当等の退職所得控除額より多額の控除額を受けられるため、その退職手当等の支払を受けた年の前年以前 4 年内（その年も含め 5 年間）に支払を受けた他の退職手当等の勤続期間との重複を排除して勤続年数を計算し、退職所得控除額を求める（所法 30⑤一 所令 70①二、②、③）。

○2022 年 3 月 31 日までのお取扱い

- ◆ 確定拠出年金の老齢給付金は、原則として 60 歳から 70 歳までの間に、受給権者の意思により請求することができるため（確定拠出年金法 33① 34,73）、受給権者が、老齢給付金の請求時期を調整することにより多額の退職所得控除額を受けることのないよう、確定拠出年金に係る退職一時金を受けた場合は、その年の前年以前 14 年内（その年も含め 15 年間）に支払を受けた他の退職手当等の勤続期間との重複を排除して勤続年数を計算し、確定拠出年金に係る退職一時金の退職所得控除額を求める（所令 70①二）。

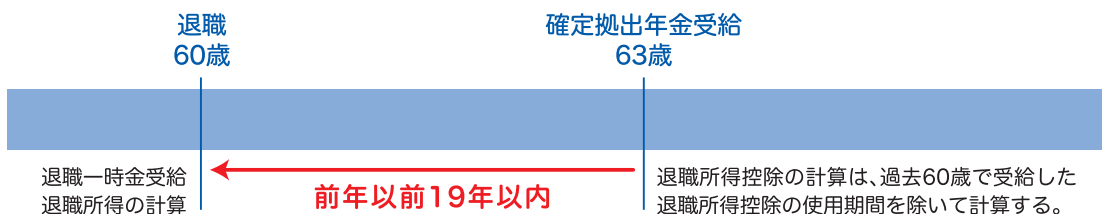


■退職所得の申告書 C欄

あなたが前年以前14年以内に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。	
C	⑥ 前年以前14年以内の退職手当等についての勤続期間
	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	至 _____ 年 _____ 月 _____ 日
⑦	③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間（1年未満切捨て）
	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	至 _____ 年 _____ 月 _____ 日
⑧	④のうち特定役員等勤続期間との重複勤続期間
	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	至 _____ 年 _____ 月 _____ 日
⑨	④のうち短期勤続期間との重複勤続期間
	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	至 _____ 年 _____ 月 _____ 日

○2022 年 4 月 1 日以降のお取扱い

- ◆ 2022 年 4 月施行の確定拠出年金法改正により、給付請求の上限年齢が「70 歳」から「75 歳」へ引き上げられます。これに伴い、調整対象となる退職手当等が「その年の前年以前 19 年内（その年も含め 20 年間）に支払を受けた他の退職手当等」へ変更になります。



■退職所得の申告書 C欄

あなたが前年以前19年以内に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。	
C	⑥ 前年以前19年以内の退職手当等についての勤続期間
	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	至 _____ 年 _____ 月 _____ 日
⑦	③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間（1年未満切捨て）
	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	至 _____ 年 _____ 月 _____ 日
⑧	④のうち特定役員等勤続期間との重複勤続期間
	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	至 _____ 年 _____ 月 _____ 日
⑨	④のうち短期勤続期間との重複勤続期間
	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	至 _____ 年 _____ 月 _____ 日

6 確定拠出年金にかかる税金(年金受取)

- ◆ 各期に受け取る年金額に対して 7.6575%が課税され（復興特別所得税含む）、受取の時点で一律源泉徴収で差し引かれます。
 - ◆ 老齢給付金を年金として受け取る場合は、雑所得となり、公的年金控除の対象となります。
 - ◆ 他の公的年金等と併せて公的年金等控除が適用されます。一年間の総所得に基づく所得税額に差額がある場合、確定申告により精算が可能です。
- （確定申告後の税額は、他に受け取られる公的年金や公的年金以外の所得状況により税額が決まることとなるため、詳細は税務署・税理士にご相談ください。）

公的年金等の控除額 （公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1000 万円以下の場合）

年金受給者の年齢	その年中の公的年金等の総収入額（A）	公的年金等控除
65 歳以上	（公的年金等の収入金額の合計額が 110 万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。）	
	110 万円超 330 万円未満	110 万円
	330 万円以上 410 万円未満	$A \times 25\% + 27.5 \text{ 万円}$
	410 万円以上 770 万円未満	$A \times 15\% + 68.5 \text{ 万円}$
	770 万円以上 1000 万円未満	$A \times 5\% + 145.5 \text{ 万円}$
	1000 万円以上	195.5 万円
65 歳未満	（公的年金等の収入金額の合計額が 60 万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。）	
	60 万円超 130 万円未満	60 万円
	130 万円以上 410 万円未満	$A \times 25\% + 27.5 \text{ 万円}$
	410 万円以上 770 万円未満	$A \times 15\% + 68.5 \text{ 万円}$
	770 万円以上 1000 万円未満	$A \times 5\% + 145.5 \text{ 万円}$
	1000 万円以上	195.5 万円

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1000 万円を超える場合は国税庁 HP でご確認ください。



7 給付時の税制 まとめ

	支給事由	支給事由	税制上の分類	税制上の優遇措置
給付	老齢給付金	一時金	退職所得	退職所得控除
		年金	雑所得	公的年金等控除
	障害給付金	一時金	非課税	—
		年金	非課税	—
	死亡一時金	一時金	みなし相続財産	非課税限度額 (500万円に法定相続人の 数を乗じた額)
脱退	脱退一時金	一時金	一時所得	特別控除 (最大 50 万円まで非課税)
移換 (離転職時)	所得とみなさない	—	非課税	—

本資料について

- ◆ 記載のデータは、当社が信頼できると判断した情報等に基づき作成をしておりますが、その情報の正確性・確実性について当社が保証するものではありません。
- ◆ 法律・会計・税制上の助言をなすものではありません。法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認・ご相談くださいますようお願い申し上げます。
- ◆ 作成日時点での情報等に基づき資料を作成しておりますが、法改正等により内容が異なる場合もございます。





SBIベネフィット・システムズ 株式会社